

蒲郡市地域強靱化計画推進会議設置要綱

(設置)

第1条 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)第13条に基づく国土強靱化地域計画(以下「蒲郡市地域強靱化計画」という。)の推進に当たり、蒲郡市地域強靱化計画推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について協議し、又は意見を述べるものとする。

- (1) 蒲郡市地域強靱化計画で推進すべき施策の進捗状況の管理に関する事項
- (2) その他蒲郡市地域強靱化計画の推進に関し必要な事項

(構成)

第3条 推進会議は、別表に掲げる関係行政機関及びライフライン事業者の代表者又はその指名する者で市長が委嘱したもの(以下「外部構成員」という。)並びに市の職員(以下これらを「構成員」という。)により構成する。

(外部構成員の任期)

第4条 外部構成員の任期は、蒲郡市防災会議条例(昭和38年蒲郡市条例第6号)第3条第6項に規定する蒲郡市防災会議の委員の任期とする。

(座長)

第5条 推進会議の座長は、構成員のうちから市長が指名する。

2 座長は、推進会議の議事を進行する。

(会議の公開)

第6条 推進会議は、原則として公開するものとする。ただし、第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときその他公開に支障があると座長が判断したときは、会議を非公開とすることができる。

(事務局)

第7条 推進会議の事務局は、危機管理課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月24日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	団体名
関係行政機関	愛知県東三河総局
	愛知県東三河建設事務所
	愛知県三河港務所
ライフライン事業者	西日本電信電話株式会社東海支店
	中部電力パワーグリッド株式会社岡崎営業所
	サーラエナジー株式会社豊橋供給センター
蒲郡市	危機管理監
	企画部長
	市民生活部長
	産業振興部長
	建設部長
	都市開発部長
	市民病院事務局長
	上下水道部長
	消防本部総務課長
	教育部長